



長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第49号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び専門科目」を「、必修科目及び選択必修科目」に、「履修単位数」を「単位数」に改め、同条第3項中「は、専門科目及び実習科目に関する教科目とし、各教科目別の履修時間数」を「及び各教科目別の時間数」に改める。

第7条第1項中「教養科目に関する教科目を必修4単位及び選択4単位以上、専門科目に関する教科目を必修53単位及び選択10単位以上」を「別表第1に定める教科目を、教養科目にあっては11単位、必修科目にあっては50単位、選択必修科目にあっては25単位以上」に改め、同条第3項中「掲げる」を「定める」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第6条、第7条関係)

保育学科の教科目及び単位数

科 目	教 科 目	単位数		
教養科目	外国語	演習 2		
	体育 I	講義	1	
		実技	1	
	文学	講義	2	
	社会学	講義	2	
	法学	講義	2	
	情報処理	演習	1	
保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2	
	社会福祉援助技術	演習	2	
	児童福祉	講義	2	
	保育原理 I	講義	4	
	養護原理	講義	2	
	教育原理	講義	2	
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学 I	講義	2
教育心理学		講義	2	
小児保健		小児保健A	講義	2
		小児保健B	講義	2
		小児保健C	実習	1
小児栄養		演習	2	
精神保健		講義	2	
家族援助論	講義	2		

必修科目	保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容 I	健康 I	演習	1
			人間関係	演習	1
			環境	演習	1
			言葉 I	演習	1
			表現 I	演習	1
			保育内容総論	演習	1
			乳児保育	演習	2
			障害児保育	演習	1
			養護内容	演習	1
	基礎技能	基礎技能 I	音楽 I	演習	2
造形 I			演習	1	
体育 II			演習	1	
保育実習	保育実習 I	保育実習指導	実習	1	
		保育所実習	実習	2	
		施設実習	実習	2	
総合演習		総合演習	演習	2	
選択必修科目	保育の本質・目的の理解に関する科目		保育原理 II	演習	2
			福祉従事者論	講義	2
			障害・老人福祉論	講義	2
	保育の対象の理解に関する科目		発達心理学 II	演習	2
			臨床心理学	演習	2
	保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容 II	健康 II	演習	1
			言葉 II	演習	1
			表現 II	演習	1
			児童文化	演習	2
			家庭管理	講義	2
			基礎ゼミナール	演習	1
			保育実習室演習	演習	2
	基礎技能	基礎技能 II	音楽 II	演習	2
			音楽 III	演習	4
			音楽 IV	演習	4
			造形 II	演習	1
			体育 III	演習	1
保育実習		保育実習 II	実習	2	
		保育実習 III	実習	2	

(備考) 1 障害・老人福祉論、基礎ゼミナール、保育実習室演習、音楽 II、音楽 III 及び音楽 IV は、必ず履修するものとする。

2 保育実習 II 又は保育実習 III のいずれかについては、必ず履修するものとする。

別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第6条、第7条関係)

介護福祉学科の教科目及び時間数

教科目		時間数
老人福祉論	講義	60時間
リハビリテーション論	講義	30
老人・障害者の心理	講義	32
家政学概論Ⅰ	講義	20
家政学概論Ⅱ	講義	8
家政学概論Ⅲ	講義	8
家政学実習Ⅰ	実習	46
家政学実習Ⅱ	実習	22
家政学実習Ⅲ	実習	24
介護概論	講義	60
介護技術	演習	120
形態別介護技術Ⅰ	演習	60
形態別介護技術Ⅱ	演習	30
形態別介護技術Ⅲ	演習	30
介護実習	実習	374
介護実習指導	演習	120
筋系・骨格系解剖生理	講義	10
医学一般	講義	20
福祉レクリエーション	演習	20
介護研究Ⅰ	講義	10
介護研究Ⅱ	演習	30
合 計		1,134

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 平成20年3月31日現に在学する者の履修すべき教科目及び単位数又は時間数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福祉政策課

職員の部分休業の承認の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第14号

職員の部分休業の承認の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の部分休業の承認の特例に関する規則(平成4年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「第7条」を「第7条第2項」に、「2時間」を「1日に

つき2時間」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

人事委員会事務局